歳末たすけあい募金配分事業

**歳末見舞品配布事業　実施要項**

第1条【目的】

　この事業は、民生委員児童委員の要援護者訪問活動の一環として、歳末時期に歳末見舞品を配布することにより、安否確認とともに、健やかに新年を迎えてもらうことを目的として実施する。

第２条【実施主体】

　この事業は、歳末たすけあい募金の配分金を財源として、社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会（以下、伊賀市社会福祉協議会）が実施する。

第３条【配布先の要件】

配布の対象は、伊賀市に居住する民生委員児童委員が把握する要援護世帯とする。

第４条【見舞品】

　見舞品は、一世帯単位とし、当該年度の歳末助け合い配分金により見舞品を選定するものとする。

第５条【配布に伴う申請及び事業報告】

　見舞品等の配布の申請は、民生委員児童委員から単位民児協単位で申請書を作成し、伊賀市社会福祉協議会へ提出する。

事業実施後1ヶ月以内に報告書を、伊賀市社会福祉協議会へ提出する。

附　則

この要項は、平成２１年４月１日から施行する。

　この要項は、令和元年８月２６日から施行する。

この要項は、令和５年２月２日から施行する。

**年度歳末見舞品配布事業申請書**

（福）伊賀市社会福祉協議会　会長　様

　　　　　　　　　　　　世帯

　　上記のとおり申請いたします。

　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　地区民生委員児童委員協議会長　 　　　　　　　　　　　　　　　印

**年度歳末見舞品配布事業報告書**

（福）伊賀市社会福祉協議会　会長　様

　　　　　　　　　　　　世帯

　　上記のとおり報告いたします。

　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　地区民生委員児童委員協議会長　 　　　　　　　　　　　　　　　印